

中教審「中間報告」に対する見解

日本高等学校教職員組合中央執行委員会

一 中央教育審議会（中教審）は十一月十四日、「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」と題する「中間報告」を公表し、教育基本法「見直し」の内容を明らかにしました。

中教審における教育基本法の見直し論議がすすむなか、教育関係者はもとより広範な国民のあいだで教育の現状や教育基本法について学習と話し合いがおこなわれるようになりました。そして、「いま、なぜ教育基本法の見直しか」「教育基本法を見直せば教育がよくなるのか」という疑問がひろがり、多くの団体・個人が中教審に意見を寄せました。その多くが「教育基本法の見直しに反対」「教育基本法を守り、生かす教育行政を求める」というものでした。

「教育基本法の見直し」に対して国民に意見を寄せるよう呼びかけた中教審は、寄せられた疑問や意見をどのように扱ったのでしょうか。中教審は「中間報告」のなかで「新しい時代を切り拓く心豊かでたくましい日本人を育成する」観点から教育基本法の見直しを行うと結論づけましたが、国民が寄せた疑問や意見には何ら答えていません。そればかりか、こんにち、教育は多くの困難・問題をかかえています。が、「中間報告」ではその原因が十分解明されておらず、政府・文部科学省の教育政策については中教審のなかで検証したような形跡さえうかがえません。つまり、「中間報告」は子どもと教育がかかえる諸問題を解決していくためのものではなく、したがって、「子どもたちのすこやかな成長を、そのために憲法・教育基本法にもとづくゆきとどいた教育を」という父母と教職員の願いとは相容れないものになっています。

二 「中間報告」がうちだした「教育基本法の見直し」は、憲法・教育基本法がかかげた教育の理念・原則を根本から覆すというきわめて重大なものであり、けっして単なる「見直し」ではありません。

教育は一人ひとりの子どもの成長に寄与し、人格の完成をめざすいとなみであり、その教育はすべての子どもに等しく保障されなければなりません。教育基本法がかかげたこの教育の理念と原則は子どもへの権利条約なども一致するものです。

「中間報告」の「教育基本法の見直し」がもっている重大な問題点の第一は、教育の目的として「大競争時代における国づくりのための人材育成」を際立たせ、「個人の成長・人格の完成」を投げ捨てるか、あるいは後景に追いやっていることです。中教審は文部科学省の諮問を受け、「教育基本法を見直すべし」という結論を前提にして議論をすすめてきました。その結果が「新しい時代を切り拓く心豊かでたくましい日本人を育成する観点」から教育基本法を見直すとなったものです。「新しい時代を切り拓く」国づくり、それにふさわしい「人材育成」を随所で強調する「中間報告」は、国の政策を優先し、教育をその手段にするために教育基本法の「見直し」をおこなうというに等しいものです。この「教育基本法の見直し」は「個人の成長・人格の完成」以外の手段にしてはならないという教育の理念・原則を否定し、教育基本法を根本から改悪するものといわなければなりません。

「個人の成長・人格の完成」をめざす教育から「国づくり」のための教育に改めようとする「中間報告」がもつ問題点の第二は、教育基本法がめざす人間像とはまったく異なる人間像を求めていることです。

教育基本法は「真理と平和を希求する人間」の育成を期す（教育基本法・前文）と謳い「平和的な国家及び社会の形成者（主権者）」（同・第一条）を育てることを教育の目的にかかげています。これに対して「中間報告」は「新しい時代を切り拓く心豊かでたくましい日本人」を育成するというのですが、ここでいう「たくましい日本人」というのは、困難に立ち向かい、大競争時代を勝ち抜くたくましさであり、「戦争する国」を支え、戦地に赴き武力行使をすることも辞さないたくましさといつてよいものです。教育基本法の人間像とのちがいは明白です。

「中間報告」の「教育基本法の見直し」がもつ第三の問題点は、教育基本法の「見直し」論議そのものが有事法制定の動きと一体にすめられ、改憲の動きと直接、深く結びついていることです。

教育基本法を見直す動きが政府・自民党の有事三法案を成立させようとする動きと時期が重なっているのはけっして偶然ではありません。「中間報告」は、二十一世紀の新しい時代を「グローバル化の時代」「国境を超えた大競争の時代」「『知』の大競争時代」などとみなし、その大競争に打ち勝つために、多国籍化する大企業を支え、「戦争をする国」に備える教育の必要性を随所で強調しています。そして、そのために「教育基本法の見直し」が必要であるというのです。しかし、この「新しい時代」観はきわめて一面的であり、「平和・人権尊重」の時代を願う多くの国民の思いとも、南北問題や環境問題を重視し、武力行使によらない紛争の解決をめざす国際的な「平和・非暴力の時代認識」ともまったく異なる見方です。もとより、「民主的で文化的な国家の建設」「世界の平和に貢献」することをめざし、この「理想の実現は教育の力にまつ」とする憲法・教育基本法の「時代観」とも相容れないものです。

こうした時代認識に立つ「中間報告」の「教育基本法の見直し」は憲法の理想の実現を阻むにとどまらず、改憲への第一歩になっているといわなければなりません。そのために「中間報告」は、「伝統・文化の尊重」「郷土や国を愛する心」「公共の精神、社会規範の尊重」などの特定の価値観を教育基本法にもちこもうとしているのです。

第四の問題点は、教育基本法第一〇条が「教育は不当な支配に服することなく」として禁じた国家の教育介入に道をひらこ

うとしていくことです。

憲法・教育基本法は先の太平洋戦争とそれを支えた教育勅語にもとづく教育に対する痛恨の反省から、教育権を国家から国民の手に移しました。それを再び国家のもとに戻すために、「中間報告」は「教育振興基本計画の策定に関する根拠規程を教育基本法上に明確に位置づける」とのべ、「基本計画」を策定する権限を政府（政権政党）に与えようとしています。さらに、教育基本法に「教員の使命感や責務を明確に規定する」とのべ、家庭（保護者）に対しても「果たすべき役割や責任について新たに規定することが適当と考える」とも述べています。政府・文部科学省の政策にもとづき、教職員のあり方や家庭（保護者）の役割まで規定し、丸ごと国の統制下に置くようにするものにほかなりません。

「教育振興基本計画」の策定を教育基本法の条項に盛り込むねらいは、教育権を国民から国家に移すだけではありません。教育の目標や教育制度、内容を定める権限を政府・文部科学省に与えることによって、教育基本法の精神そのものを改悪することにあるといえます。

三 子どもの「荒れ」、学力問題、登校拒否・不登校・高校中退の増加など教育をめぐる諸問題の背景には、こんにちの構造改革に象徴される労働者・国民に対する「痛み」の押しつけによる家庭環境や子どもの教育環境の悪化があることは否定できません。同時に、教育基本法をないがしろにしてきた歴代政府の教育政策が今日の子どもの教育をめぐる深刻な事態の主要な要因であることも明らかです。その検証・反省もないうまま、教育の目標から、制度、内容にいたるまで教育の基本計画を策定する権限を政府・文部科学省に委ねることは、教育の困難を増大させるばかりか、権利としての教育を国民からうばうことになりかねません。

現在、政府・文部科学省は新自由主義と新国家主義の教育「改革」を急テンポですすめていることはすでに明らかです。その一方的な学校への押しつけとそれを推進するための教育と教職員への管理強化が、子どもと教職員が心を通わせることのできた教育に困難をもたらし、子どもと父母、教職員の三者による学校づくりの障害になっています。

しかし、「中間報告」は文科省の教育「改革」を見直すどころか、さらに推進する施策を「教育振興基本計画」のなかに盛り込むようとしているのです。そこでは、「国民から信頼される学校教育の確立」「『知』の世紀をリードする大学改革の推進」「家庭の教育力の回復、学校・家庭・地域社会の連携・協力の推進」「生涯学習社会の実現」の四つの柱を設け、全国的な学力テストの実施、奉仕活動・体験活動の推進、郷土や国を愛する心を育む教育の推進、中高・小中・幼小など弾力的な学校種間連携、国立大学の法人化など高等教育機関におけるマネジメント体制の確立、新たな教員評価システムの導入、義務教育費国家負担制度の見直し・教職員定数のあり方の弾力化等々をにかけています。

これらは、国民の学習権（憲法第二六条）をうばい、「教育の機会均等」（教育基本法第三条）を投げ捨てるものであり、また、教育条件を整える行政の責任（教育基本法第一〇条）を棚上げにするなど教育基本法の精神を根本から改悪するものといわなければなりません。「個性に応じた教育」などと称して少数の「エリート」養成のために教育の「多様化」・差別化をすすめる「教育振興基本計画」は、競争をいっそう激化させるものです。「基礎・基本の重視」とのべていますが、競争を強化する「教育振興基本計画」のもとでは、競争と「詰め込み」の教育がひとつの要因になって生じているこんにちの学力問題を解決することにはなりません。また、「世界に伍していけるだけの競争力をもつ」大学の必要性を強調し、大学の独立行政法人化・序列化をすすめるという提起は高校以下の教育をこれまで以上にゆがめる結果をまねくものというべきです。

いっぽう、「中間報告」には国際的には常識になっている三〇人学級については一言も触れられていません。国連子どもの権利委員会が勧告した「競争的な教育制度の見直し」についても検討した形跡がありません。中教審が「教育基本法の見直し」を正当化しようとして、如何に偏狭な議論をしてきたかを鮮明に示すものといえます。

四 「教育基本法の見直し、先にありき」としてきた中教審は、ことが重大であるだけに、かつてなくさまざまな粉飾をこらして審議をすすめてきたことも軽視することはできません。そのひとつが、国民の意見を受け付けるというものでした。しかし、圧倒的に多数を占めた「見直し反対」の声がどのように扱われたかは定かでない、「民主的な審議」を装ったに過ぎないといわなければなりません。

また、「中間報告」には「教育の基本理念を大切にしていくなが必要がある」、「教育基本法の見直し」は「現行憲法を前提とする」と書き込まれています。しかし、それらは単なる取り繕いに過ぎないものです。その記述があるからといって、教育の理念・原則を棚上げし、教育の目的をすりかえるなど教育基本法を根本から変質させようとしている「中間報告」の本質が変わることとはありません。それは「中間報告」に盛り込まれたねらいを覆い隠し、あるいは、教育基本法の見直しに反対する国民世論をかかわすためのものと言うしかありません。

こうした政府・文部科学省および中教審の巧妙なやり方に惑わされないために、職場・地域で、広範な父母・国民とともに「中間報告」の学習、分析・批判の活動をすすめることが重要です。

日高教は、「教育基本法の見直し」と「教育振興基本計画」を打ち出した「中間報告」に断固反対します。そして、国際的にも価値のある教育基本法を守り、学校と社会に生かす運動に力をつくすとともに、三〇人学級をはじめとする教育条件の改善や地域にひらかれた「参加・共同の学校づくり」などのとりくみを広範な父母・国民との共同をひろげてすすめる決意を表明するものです。